

配水減圧弁の水圧データ提供等業務
落札者決定基準

令和 4 年 4 月
神戸市水道局

1. 審査の概要

(1) 落札者決定基準の位置付け

本書は、神戸市水道局（以下「甲」という。）が、配水減圧弁の水圧データ提供等業務（以下「本業務」という。）を実施する事業者の募集・選定にあたり、最も優れた提案を審査し選定するための手順、方法、評価基準等を示すものである。

なお、本書において使用する用語は、本事業の入札参加希望者を対象に配布する「入札説明書」に基づく。

(2) 審査方法の概要

事業者の選定にあたっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係る応札価格及び提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2（昭和22年政令第16号））により事業者を選定する予定である。

(3) 事業者選定評価委員会の設置

甲は、入札書等及び入札説明書等に基づき事業提案書等の審査を行うに際して、甲の職員により構成する配水減圧弁の水圧データ提供等業務 事業者選定評価委員会（以下「事業者選定評価委員会」という。）を設置し、提案内容の評価に関して委員の意見を聴取する。

なお、委員は次のとおり。

委員名（敬称略）	所属・役職等
坂田 昭典	水道局浄水統括事務所長
伊賀 正師	水道局配水課長
永里 忠裕	水道局東部センター所長
木下 聡	水道局担当課長（設備担当）
横田 昌弘	水道局経営企画課長

(4) 各審査と提出書類の関係

落札者の決定に必要な提出書類について、各提案に求める内容と各審査の関係を図表1に示す。

図表1 提出書類と各審査の関係

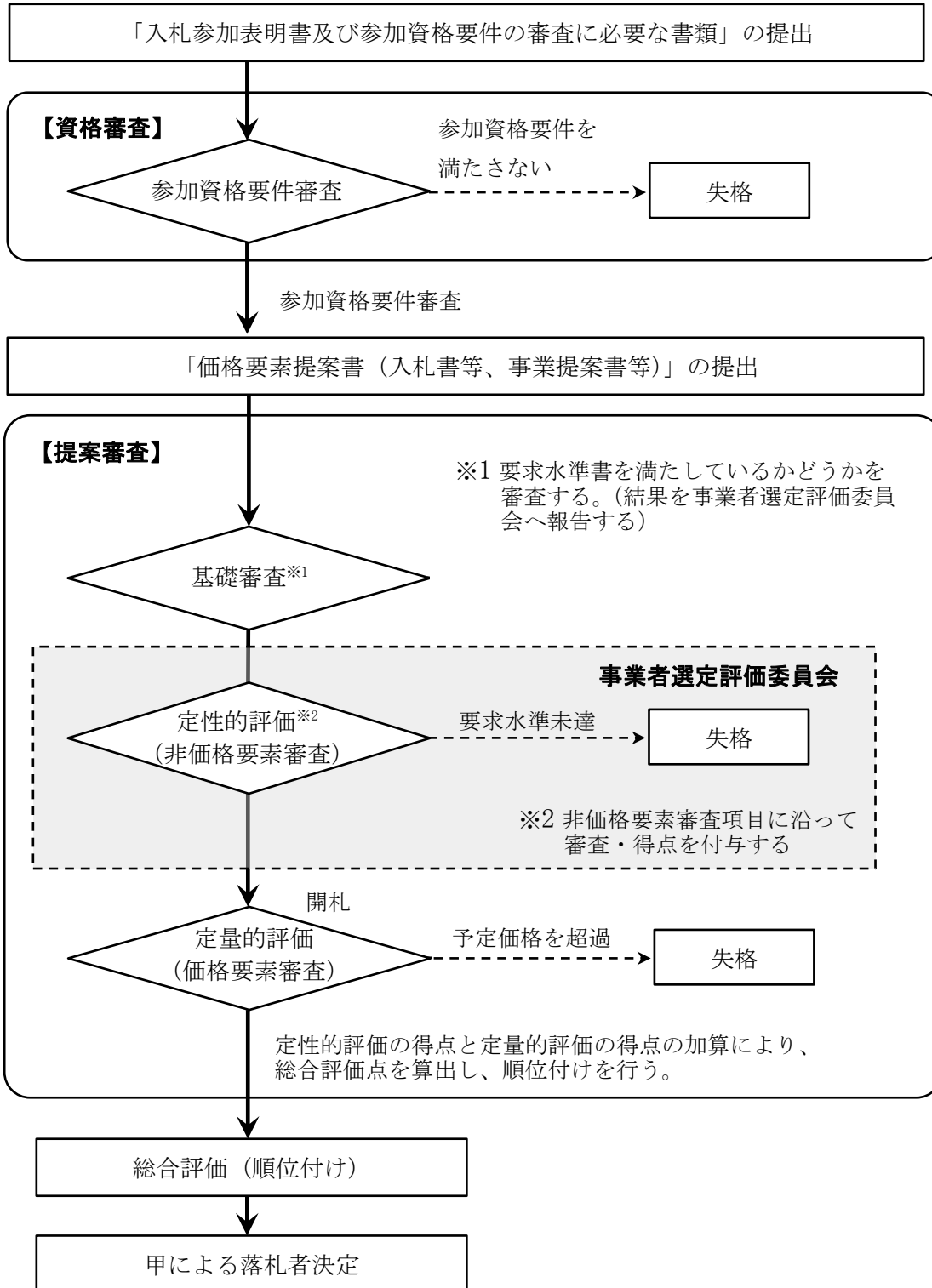
提出書類	提案を求める内容	資格審査	提案審査		
			基礎審査	定性的評価	定量的評価
入札参加表明書及び参加資格審査に必要な書類	・参加資格の要件	○			
事業提案書等	・非価格要素審査項目に沿った要求水準以上の提案内容		○	○	
価格要素提案書（入札書、入札金額内訳書）	・機器製作・設置業務及び運用管理業務の総額と内訳				○

○：審査対象となる書類

(5) 審査の手順

落札者の決定は、基礎審査及び定性的評価（非価格要素審査）、定量的評価（価格要素審査）から構成され、図表2に示す審査の手順に基づき、実施する。

図表2 審査の手順



2. 資格審査

資格審査は、書類により参加資格要件の確認を行い、本業務への入札参加資格要件の審査を行う。なお、提出された書類に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

(1) 参加資格要件審査

本業務を実施することを表明する企業（以下「入札参加者」という。）が入札説明書に定める参加資格要件を満たしているかどうか審査を行う。参加資格要件を満たしていないと判断する場合には失格とする。

3. 提案審査

提案審査は、参加資格審査を通過した入札参加者から提出された価格要素提案書（入札書、入札金額内訳書）、事業提案書等を審査する。提案審査では、定量的評価（価格要素審査）、基礎審査、定性的評価（非価格要素審査）について、それぞれ審査を行い、その加算によって最終的な落札者を決定する。

審査にあたっては、入札参加者によるプレゼンテーション、事業者選定評価委員会による入札参加者へのヒアリング等の実施を予定する。

なお、入札参加者から提出された入札書等及び事業提案書等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別ヒアリングを行って確認する場合がある。また、入札参加者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、事業提案書等における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

(1) 定量的評価（価格要素審査）の確認

入札参加者から提出された価格要素提案書（入札書、入札金額内訳書）について、審査を行う。審査にあたっては、甲が支払うサービス対価算定について確認を行う。

- ア 入札参加者又はその代理人の立会の上、入札参加者が入札書等に記載した入札価格が、甲の設定する予定価格（入札説明書を参照。）を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超えている場合、その入札参加者は失格とする。
- イ 入札参加者から提案された入札価格について、入札説明書に示した前提条件が正確に反映されているか、また、計算上の誤りがないかについて確認を行う。
- ウ 甲が支払うサービス対価の算出方法に誤りがあることが明らかな場合は、内容を確認のうえ、失格か否かの判断を行う。

(2) 基礎審査

入札参加者から提出された事業提案書等について、審査を行う。審査にあたっては、提案内容が要求水準を満たしているかどうかを、事業提案書等の記載事項等に基づき確認を行う。事業提案書等には、甲が要求する水準に対して、事業実施時にその要求水準を満たすことを確約すること、また要求水準を満たすための対応方策等について具体性を持って記載することが必要となる。事業提案書等に記載される内容が要求水準を充足する妥当な方法・内容であると確認できる場合に、要求水準を達成しているものとして判断する。要求水準を一部でも満たしていない場合、その入札参加者は失格とする。

また、要求水準の達成確認を行うにあたり、入札参加者から提出された事業提案書等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別ヒアリングを行って確認する場合がある。

(3) 定性的評価（非価格要素審査）審査

入札参加者から提出された事業提案書等について、審査を行う。審査にあたっては、非価格要素の審査項目で定める基本的事項、業務実施体制、機器故障時の対応、技術の信頼性、地元貢献、創意工夫に関する項目について、提案内容を勘案して評価を行う。

(4) 加点審査

提案審査のうち、定量的評価（価格要素審査）と定性的評価（非価格要素審査）については、以下 ① ～ ② に従い定量化を行う。

① 定量的評価（価格要素審査）の定量化方法

入札参加者が提示する入札価格について、次の算式により「価格点」として算出する。最も低い入札金額を提示した入札参加者の価格点を100点とし、その他の入札参加者の価格点は、提案のうち最も低い入札金額からの割合に基づき算出する。算出した点数に0.25を乗じて25点満点換算した点数を価格点とする。

$$\text{価格点} = \frac{\text{最も低い入札金額}}{\text{当該入札参加者の提示する入札金額}} \times 100 \text{ 点} \times 0.25$$

ただし、有効桁数は小数点第1位とし、小数点第2位は四捨五入。

② 定性的評価（非価格要素審査）に関する事項

主に事業提案書等について、図表3に示す審査項目、審査のポイント及び配点に従い、入札参加者の提案内容について加点評価し得点化を行う。加算した点数に0.75を乗じて75点満点換算した点数を非価格点とする。

なお、得点化に際しては、図表4に示す得点化基準により得点を付与する。

$$\text{非価格点} = (\text{100点満点での得点}) \times 0.75$$

ただし、有効桁数は小数点第1位とし、小数点第2位は四捨五入。

図表 3 非価格要素審査項目及び配点等

No	審査項目	審査のポイント	配点	様式
1	基本的事項	(1) 業務のコンセプト 甲の業務目的に即した業務方針となっているか。 (2) 機器の仕様 要求水準以上の機器仕様となっているか。 (3) アプリケーションの仕様 要求水準以上のアプリケーション仕様となっているか。 (4) 業務スケジュール 業務全般において、甲の計画に沿った現実的なスケジュールが示されているか。	10	5-1
2	業務実施体制	(1) 業務の実施体制 円滑に業務を遂行できるよう、業務期間を通じて、適切にマネジメントできる組織・人員体制となっているか。 (2) 機器製作・設置期間の実施体制 実施フローが明確に示され、品質を確保できる各種業務の実施体制となっているか。 (3) 運用管理期間の実施体制 安定的かつ継続的な運用管理が実施できる体制か。 (4) 業務品質と環境保護 ISO9001 や ISO14001 等の認証を受け、提供する業務の品質や環境保護への取組みについて信頼できる企業体制となっているか。	15	5-2
3	機器故障時の対応	(1) 機器故障の検知 機器の故障を早期に検知するための監視方法について、水道局職員の省力化を意識したものとなっているか。 (2) 連絡体制及び初動体制について 機器の故障時において、緊急連絡先や初動対応の内容及び甲への報告方法などについて、リスクを体系化し様々な危機事象に対して迅速に対応できるものとなっているか。 (3) 機器の復旧に関して 機器の故障時に備え、早期に復旧するための工夫点が具体的に示されているか。(材料調達ルート・在庫保管方法、対応スタッフの体制、予備機の考え方など)	20	5-3
4	技術の信頼性	(1) 類似実績（特に下記の技術を重要視している） ・ 地下埋設物に設置した無線機器を用いた遠隔監視技術 ・ 電池を用いた長期的な通信技術 ・ 水圧のセンシング技術 (2) 通信不良が発生した際の対策として、データの欠損が最小限となるための有効な対策がとられているか。(再試行機能など) (3) 使用するサーバや通信機器が安定稼働するための対策（情報の漏洩・改ざん・消去・踏み台・DoS 攻撃等を防止するためのセキュリティ対策や停電・防犯対策等）が考慮されているか。	20	5-4
5	地元貢献	(1) 地域又は神戸経済に対する貢献の取組 業務内容が地域経済の活性化に配慮されているか。 <input type="checkbox"/> 地元企業：15 点、 <input type="checkbox"/> 準地元企業：10 点、 <input type="checkbox"/> それ以外：0 点	15	5-5
6	創意工夫	(1) 甲の業務負担軽減 創意工夫が、甲にとって有効的な提案であるか。(甲のさらなる省力化など) (2) アプリケーションの使いやすさ・柔軟性 メール送信先の変更の仕方、データの取り出しやすさ、警報アラームの ON・OFF 設定など、甲の操作を想定し、使いやすさに配慮したアプリケーション仕様となっているか。 (3) 柔軟な運用に対応するアプリケーション機能を有しているか。(警報発報条件の変更など)	20	5-6
合計			100 点×0.75	

図表 4 各審査項目の得点化基準

評 価	評価基準	点数化の方法
A	要求水準を超える具体的に極めて優れた提案がある	配点×1.0
B	要求水準を超える具体的に優れた提案がある	配点×0.8
C	要求水準を満たし、具体的な提案がある	配点×0.5
D	要求水準を満たすが、提案に具体性が欠ける。	配点×0.2
E	要求水準未達	配点×0.0

上表を基準に事業者選定委員会の意見によって得点化する。

4. 総合評価

(1) 総合評価の手順

事業者選定評価委員会は、事業提案書等に記載された提案内容に基づいて算出した定性的評価（非価格要素審査）の非価格点と入札参加者が提示する入札金額に基づいて算出した価格点の合計により、入札参加者ごとに総合評価点を算出する。

甲は、事業者選定評価委員会で算出された総合評価点に対し、順位付けを行い、その結果に基づいて落札者を決定する。

なお、最も高い総合評価値の者が2者以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

(2) 総合評価点の計算式

総合評価点の算出は、以下の計算式より行う。

総合評価点 (満点 100 点)	=	【非価格点】 (満点 100 点 × 0.75) 75 点換算	+	【価格点】 (満点 100 点 × 0.25) 25 点換算
---------------------	---	---------------------------------------	---	--------------------------------------

(3) 落札者の決定

甲は、最も優れた提案を行った事業者を落札者として決定し、通知する。また、落札者の決定について公表する。

(4) 提案内容の位置づけ

総合評価一般競争入札においては、提案内容が入札書の一部を構成するものとなるため、以下の範囲において本事業の契約上の拘束力を有するものとなることに留意すること。

① 審査項目に基づく審査の扱い

審査項目に基づく審査では、要求水準以上の提案が具体的になされている内容について得点が付与される加點評価を行う。このため、落札者が提案した提案内容は、委託契約で定める業務水準となることに留意する。

② 事業者選定評価委員会の意見の扱い

事業者選定評価委員会においては、入札参加者からの提案内容に対して意見が出される場合がある。この場合、委託契約の締結の段階で、落札者は事業者選定評価委員会が提示した意見を、事業の内容に反映させるために、可能な限り配慮しなければならないものとする。